

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和2年8～10月に実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月22日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 林 田 淳 子

同 長 友 幸 子

文書指摘事項に対する措置状況（令和2年8～10月定期監査実施分）

健康福祉部

健康増進課

文書指摘	<p>①指定管理者の事務に関する事務（余熱利用健康施設ヘルストピア延岡）</p> <p>指定管理基本協定書において指定管理者の業務として定めている施設の空調機器点検業務が、令和元年度に履行されていなかった。また、基本協定書及び年度協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている事業計画書等の書類が、令和元・2年度いずれも提出されていなかった。これは、担当課及び指定管理者における指定管理業務の履行状況の検査不足が原因である。</p> <p>施設設備の維持管理業務は、公の施設の設置条例及び指定管理基本協定書に基づく業務であり、市民に安心・安全に施設を利用していただくためにも大変重要なものである。</p> <p>今後は、施設の設置管理者としての管理意識を持ち、指定管理業務の履行状況の検査を適正に行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日： R3.1.27 ）</p> <p>管理者に対し、業務を適切に行うよう指示した。</p> <p>事業計画書については提出依頼し、受理した。</p> <p>今後、本課においても確認を徹底し、履行状況の検査を行う。</p>
	<p>②物品等の管理事務</p> <p>ヘルストピア延岡に設置している市の所管備品について、延岡市物品管理規則第8条に基づく措置手続きを経ずに廃棄されている備品が多数あった。また、市の所管備品の設置場所を把握しておらず、現物の有無が不明なものもあった。</p> <p>平成30年度の定期監査においても同じ指摘をしているが、改善されていない状況である。</p> <p>早急にヘルストピア延岡に設置している市の所管備品の現物確認を行うとともに、効率的な備品の管理方法について、指定管理者と協議し、改善に取り組んでいただきたい。</p>
	<p>措置内容（措置日： R3.1.8 ）</p> <p>廃棄されていた物品については廃棄手続きを行った。</p> <p>市の所管備品について、現物確認、管理を徹底するよう指導した。</p> <p>また、備品の指定管理者への譲渡について、指定管理者と協議し、検討する。</p>

<p>文書指摘</p>	<p>指定管理者の事務に関する事務（延岡市夜間急病センター、島浦診療所）</p> <p>① 指定管理施設である延岡市夜間急病センター並びに島浦診療所における診療や診断書等の交付に係る使用料及び手数料については、市の歳入であるが、その収納事務については、各施設の指定管理者に委託している。</p> <p>市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び延岡市財務会計規則第54条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、上記の委託は、いずれもその事務手続きが行われていなかった。</p> <p>② 島浦診療所の指定管理基本協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている指定管理業務に係る報告書類について、4半期ごとの報告書類は提出されていたが、年度終了時に提出する年次報告書（令和元年度分）が提出されていなかった。そのため、診療業務以外の指定管理業務について、市として最終的な履行状況の検査が行われていなかった。</p> <p>以上2点の指摘は、指定管理者に関する事務手続きの認識が不足していたことが原因と考えられる。今後は、事務引継や研修の充実を図り、法令等に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。</p> <p>措置内容（措置日： ①令和2年9月30日 ②令和2年12月1日 ）</p> <p>① 延岡市夜間急病センターの委託先である一般社団法人延岡市医師会並びに島浦診療所の委託先である島浦町区とそれぞれ基本協定書にて納付に関する業務が定められているが、今回詳細を記した使用料等収納事務委託を令和2年10月1日付で契約締結し、令和2年10月5日付で公表し告示した。</p> <p>② 島浦診療所の令和元年度指定管理業務に係る年次報告書の提出を島浦診療所へ依頼し、12月1日付で提出を得ている。</p> <p>今後は、事務引継や研修の充実を図り、法令等に基づく事務処理を適正に行うよう改善していく。</p>
-------------	---

北方総合支所

市民サービス課

文書指摘	<p>し尿処理手数料に関する事務</p> <p>し尿処理手数料の未納者に対し、延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づく督促状を発していないものがあった。平成30年度の定期監査及び令和元年度の定期監査フォローアップにおいても同じ指摘をしているが、全く改善されていない状況である。</p> <p>し尿処理手数料の所管課である資源対策課と事務処理方法に関する協議を行い、条例に基づく適正な事務処理を行うよう早急に改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和3年4月1日（令和3年度分より））</p> <p>し尿処理手数料の所管課である資源対策課と事務処理方法に関する協議を行い、資源対策課が統一した督促状の様式を作成し、令和3年度分より督促状を発行することとなった。</p> <p>また、資源対策課と情報の共有ができるように債権管理台帳を作成し、常に状況が把握できるように努める。</p>

教育委員会

保健体育課

文書指摘	<p>歳出事務</p> <p>委託料、賃借料等の支出事務において、契約書に定める支払期限を過ぎているもの（最大で約2カ月経過後）が、令和元年度に5件あり、そのうち1件は契約に係る負担行為書、契約書等の書類を紛失していた。</p> <p>支払遅延は、契約相手方に損害を与えるだけでなく、行政への信頼性が損なわれることになる。今後は、支払遅延等の事務処理ミスが発生しないよう、速やかに事務処理を行っていただきたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和2年12月18日）</p> <p>予算の適正な管理・執行等について、予算担当者だけでなく事業担当者も含めた課全体でOJTを行った。また、ファイリング基準による文書管理を徹底するとともに、財務会計システム及びエクセルによる支出負担行為・支出命令等の管理を予算担当者及び庶務担当係長による二重のチェック体制で行うことにより、今後、事務処理ミスが発生しないよう努める。</p>

行政財産の目的外使用許可に関する事務

① 延岡市公有財産取扱規則第 16 条第 6 項の規定により、行政財産の使用を許可した場合は、使用許可台帳を作成しなければならないが、全ての案件について使用許可台帳を作成していなかった。平成 30 年度の定期監査及び令和元年度の定期監査フォローアップにおいても同じ指摘をしているが、全く改善されていない状況である。これは、監査指摘の内容について、担当職員の人事異動に伴う事務引継が正確になされていなかったことが原因と考えられる。早急に使用許可台帳を作成するとともに、今後は、規則に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。

② 行政財産の目的外使用料に係る歳入の調定については、毎年継続して使用許可をしているものは原則として年度初めの 4 月 1 日に、随時に使用許可するのは使用許可の決定日に調定を起票し、使用者に納入通知書を送付することとなっている。しかし、令和元年度の調定について、最も遅いものは翌年の 3 月末に起票されているものがあり、使用料の徴収にも遅れが生じているものが 26 件あった。

令和 2 年度は適正に事務処理されており改善が見られたが、今後とも延岡市財務会計規則、会計事務手順書、財産取扱説明書等に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

③ 行政財産の目的外使用料は、延岡市公有財産取扱規則第 16 条第 5 項の規定により、原則として使用する日の前日までに納入させなければならない。しかし、使用料の納入期限の設定を誤っているものが、令和元年度は 27 件、令和 2 年度は 1 件あった。

また、使用期間の始期が 4 月 1 日のものは、前年度中に使用許可申請を受け付けるが、その使用料は翌年度の歳入とするため、歳入の調定起票及び納入通知書の作成が 4 月 1 日以降となり、使用日の前日までの納入ができない。この場合の納入期限については、同規則第 16 条第 5 項ただし書きを適用し、4 月 1 日から遅くとも 5 月末日までの期間に設定し、納付させることが適当である。

今後は規則、財産取扱説明書等に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

措置内容

① 使用許可台帳は、作成済みであり、今後は規則等に基づく事務処理を適正にすること等、係打ち合わせにおいても職員の再認識を行った。(措置日：令和 3 年 1 月 8 日)

② 予算の適正な管理・執行等について、予算担当者だけでなく事業担当者も含めた課全体での O J T を行った。また、調定起票の遅れや債務者への通知遅れ等の事務処理ミスが生じないように、今回作成した台帳のチェックを行政財産者と予算担当者で二重に行うこととした。(措置日：令和 2 年 12 月 18 日)

③ 上記と同様 (措置日：令和 2 年 12 月 18 日)

体育施設の使用許可に関する事務

西階公園の補助グラウンドの使用料について、延岡市都市公園条例にはグラウンドを半面ずつ使用する際の使用料算定の規定がないが、実際にグラウンドの半面使用の許可申請があった場合には、使用時間を半分と見なして使用料を算定し徴収していた案件があった。

運用上長年にわたり、このような事務取扱をしているとのことであるが、条例の規定と実務が整合していないため、早急に改善を求める。

措置内容（措置日：令和2年12月8日）

補助グラウンドを半面使用する場合の使用料の取扱いについての内規を定め、施設管理職員には、使用許可申請書に「使用料 内訳書」を添付して保健体育課まで提出するように指示を行った。

指定管理者の手續に関する事務（西階公園及び浜川公園遊泳場）

指定管理施設である西階公園及び浜川公園遊泳場の使用料については、市の歳入であるが、その収納事務については、指定管理者に委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び延岡市財務会計規則第54条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、その事務手続きが行われていなかった。

今後は、法令等に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。

措置内容（措置日：令和2年11月27日）

地方自治法施行令及び延岡市財務会計規則に基づき、西階公園遊泳場及び浜川公園遊泳場の使用料金収納事務を私人に委託する内容を起案後、会計管理者の合議を経て、市長の決裁を受け、その旨を告示し、公表を行った。